

# 第44回所沢市民フェスティバル 「市民市場」募集要領

## 【お願い】

申込みにあたっては、当要領を熟読の上、記載内容をすべてご理解いただいたうえで応募いただきますようお願いいたします。

## 実行委員会からのお知らせ

この度は、第44回所沢市民フェスティバルの「市民市場」への応募をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

所沢市民フェスティバルは、「市民の心のふれあいや連帯感を高めるとともに、所沢の魅力を発信すること」を目的に、所沢航空記念公園を会場として開催される市内最大級のイベントです。子どもから大人まで、みんなが「所沢の今」を体験しながら楽しめる多種多様な出展がフェスティバルの魅力となっています。

本要領には、所沢市民フェスティバルを開催するため皆さまにお願いしたいことや、来場者や関係者の安心・安全の確保や円滑な運営のためのルールを記載しています。

出店をご検討中の皆さまにおかれましては、これらについてご理解・ご賛同いただき、フェスティバルの成功とその魅力を来場者の皆さまに届けるために、ご協力を賜りますようお願いいたします。

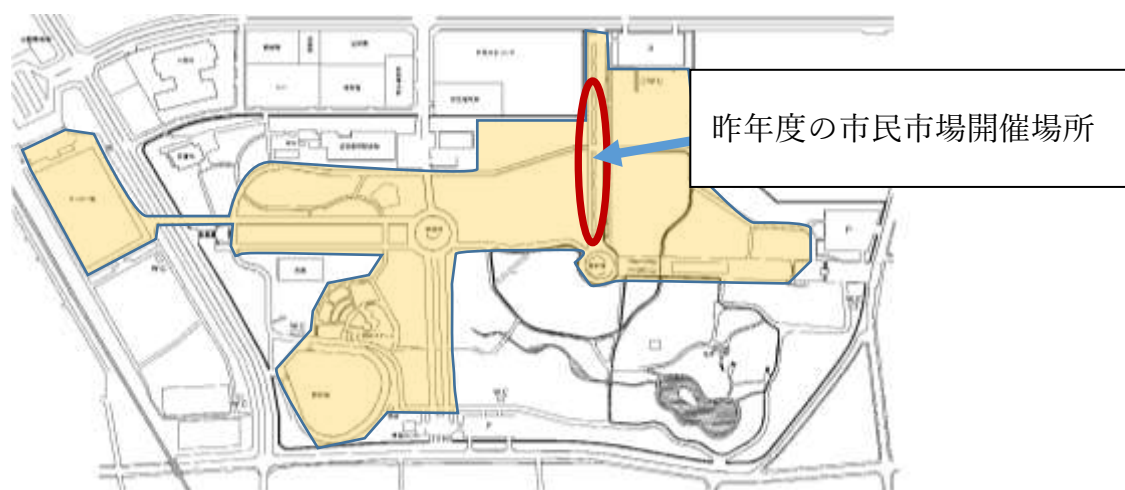
また、所沢市民フェスティバルは、令和6年度以降の開催から出店の募集方法なども含めた、大幅なりニューアルを予定しています。詳細につきましては検討中ではありますが、来場者、出店者の皆さまにとって、より魅力的なイベントとなるよう実行委員会で協議してまいりますので、併せてご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

所沢市民フェスティバル実行委員会  
実行委員長 小澤 潤

## 所沢市民フェスティバル概要

名 称	第 44 回所沢市民フェスティバル
開催趣旨	市民の心のふれあいや連帯感を高めるとともに、所沢の魅力を発信する
主 催	所沢市民フェスティバル実行委員会
開催日程	令和5年 10 月 28 日(土)・29 日(日) 10:00~16:00 ※雨天決行
会 場	所沢航空記念公園
後 援	埼玉県・所沢市
来場者数 (令和4年度)	令和4年 10 月 29 日(土)14 万人 30 日(日)16 万人 合計 30 万人

## イベント会場図



上図で示した「市民市場」の開催場所は昨年度「市民市場」が開催された場所です。今年度の開催場所は、今後の実行委員会で正式に決定いたします。

個別の出店場所については、コーナー説明会にて抽選で決定します。

また、主催者の承認なしに、出店場所の全部または一部を転貸・売買・交換あるいは譲渡することはできないものとします。

## 募集目的

所沢市民手づくりの祭典である所沢市民フェスティバルの趣旨に賛同する健全な市民団体及び市内の商工業者による物販・展示コーナーとし、所沢の商工業者を PR するとともに、この祭典を盛り上げることを目的とします。

## 参加資格

- ① 市内在住者または市内の商工業者で実行委員会が認めるもの。
- ② 当日責任者を含む従事者の半数以上が市内に居住していること。  
※ただし、所沢市商店街連合会に加盟など市内商工業者等であることが証明できる場合は、実行委員会で審議の上、この条件を免除とすることもある。
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）に該当する者でないこと。
- ④ 暴力団員が事業活動を支配する法人・団体ではないこと。
- ⑤ 暴力団員を事業活動の業務に従事させ又はその補助者として使用する者でないこと。
- ⑥ 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力若しくは関与している者でないこと。
- ⑦ その他反社会的勢力（総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずるものをいう。）の構成員及び関係者でないこと。
- ⑧ 住居不明、素行不良者等ではなく、真に出店者又は従事者としてふさわしい者であること。  
※申込み後、所沢警察署において暴力団照会を行います。暴力団と関係する方と判明した場合、その他実行委員会で許可しない事由が生じた場合は、参加を取消します。
- ⑨ 当日責任者が説明会に出席できること。（P5 説明会参照）
- ⑩ 実行委員会の指示に従える方であること。
- ⑪ 開催両日(正午から及び午後 4 時から)及び翌日(午前 9 時から)の全体清掃に協力できる方。  
※全体清掃に参加しなかった場合は、次回の参加をお断りする事があります。
- ⑫ 過去 2 回の開催で違反又は出店取り消しとなった出店者や携わっていた方がいないこと。  
※出店申込み後、書類の偽装、なりすまし、店舗の又貸し、出店品目の虚偽（届出以外の物品の販売は禁止）、留意事項・注意事項違反等が明らかになった場合は、直ちに出店を取り消します。

## 参加費・清掃協力金・警備協力金

< I 区画申込の場合 >

飲食を伴う出店	38,000 円（清掃協力金 2,000 円含む）
飲食無しの出店	36,000 円（清掃協力金 1,000 円含む）

< 2区画申込の場合 >

飲食を伴う出店	75,000 円 (清掃協力金 3,000 円含む)
飲食無しの出店	71,000 円 (清掃協力金 1,000 円含む)

< 3区画申込の場合 >

飲食を伴う出店	112,000 円 (清掃協力金 4,000 円含む)
飲食無しの出店	106,000 円 (清掃協力金 1,000 円含む)

※2日間、テント付きの金額になります。

※1区画は2.7m×3.6mとなります。

※横幕はありません。

※テーブル・椅子・ジェネレーター等の備品の貸し出しは行っていません。

※参加者の都合で1日のみ出店の場合も参加費の減額等はありません。

※参加費等は説明会当日に納めていただきます。納められない場合は出店できません。

※会場内の清掃等に充てるため、以下のとおり清掃協力金をいただきます。

**飲食販売なし…1,000円(1出店)**

**飲食販売あり…1出店1,000円+飲食販売を行うテント数×1,000円**

※飲食販売あり、なしのテントが混在する出店の場合には「あり」のテント数のみを加算するものとします

※駐車場を利用する場合は、1台につき警備協力金2,000円(2日間)がかかります。(駐車場には限りがあります。)

出店者の公園有料駐車場の利用は禁止します。事前に関係者駐車場をお申し込みください。実行委員会により公園駐車場を巡回します。利用を発見した場合は、即時移動していただくとともに出店停止とする場合があります。

※入金以降の出店者都合による参加辞退については返金を行わないものとします。また、台風等の天候の影響、その他の理由により、開催前に中止が決定した場合にも返金を行わないものとします。

## 募集区画

○1出店者につき3区画まで募集

※30区画募集(※全体のレイアウトの中で区画数が変更となる場合があります。)

※複数区画に応募する場合は、連続した区画となります。

※募集区画を超えるご応募があった場合には、3区画応募いただいている方について、実行委員会で厳正なる抽選を行い、区画数を減らしていただく場合があります。書類選考・区画数の減についての異議申立ては一切受付できません。

(8月25日(金)までに区画数が減った方及び落選した方のみ連絡いたします。)

※いかなる場合も出店する権利を他の方へ譲渡することはできません。

※区画以外は使用することはできません。

## 募集期間・申込方法

○令和5年7月18日(火)～8月2日(水)

※土曜日・日曜日・祝日は除く

※受付時間:午前9時～午後4時まで(正午～午後1時を除く)

○参加申込書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、市民フェスティバル実行委員会事務局(P9 参照)窓口へお申し込みください。

## 提出書類

①参加申込書・誓約書

②従事者名簿

③当日責任者の顔写真(縦4cm×横3cm)を2枚

※1枚は申込書に貼り付け、もう1枚は裏に氏名を記入し、ご提出ください。

④従事者全員の顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)の写し

※免許証は表・裏(備考に記載がない場合も含む)両面を添付してください。

※マイナンバーカードの場合は表面のみ添付してください。

—以下、食品を扱う出店者のみ—

⑤出店の概要

⑥保菌検査(検便)成績書(従事する方全員分、令和5年7月以降に取得したもの)

⑦営業許可証の写し(営業許可があるテントのみ)

※必要書類を全て揃えてお申し込みください。不足書類がある場合は、受付できません。ただし、「保菌検査(検便)成績書」についてのみ、**8月31日(木)午後4時まで**提出を可とします。

※期限までに提出のない方は参加することができません。

## 説明会

○出店者の方を対象に下記のとおり説明会を行います。

①日時:令和5年9月1日(金)

受付開始:午後6時45分、説明会開始:午後7時

②場所:所沢市役所 6階 604会議室

※説明会は、開催当日責任者が出席してください。

※責任者が出席できない場合は出店辞退とみなします。

※車でのご来庁はご遠慮ください。

## 物販を行う際の注意事項(1)

所沢市民フェスティバルでは、プラスチックごみの削減のため、販売・頒布等におけるプラスチック容器・包装の使用を不可としています。(レジ袋、皿、コップ、スプーン、フォーク、ストロー、ペットボトル等) ペットボトルの販売はできません。



商品の提供の際の袋類については紙製・布製のものを使用してください。なお、代替手段が無い場合は実行委員会の承認を受けたうえで、以下のものに限りビニール袋を使用可とします。

- ① プラスチックのフィルムの厚さが 50 マイクロメートル以上で、「繰り返し使用することが推奨されている」旨が記載されているもの
- ② 海洋性分解性プラスチックの配合率が 100%のもの
- ③ バイオマス素材の配合率が 25%以上のもの

開催当日、実行委員会による査察があります。

違反があった場合には、出店停止となる場合があります。

## 物販を行う際の注意事項(2)

### 飲食物の提供について

- ①狭山保健所から公表されている「知っておきたいイベントでの食品事故防止の手引き」のとおり、国内で実施されるイベントに年間4回(1回あたり連続した3日以内)、年間で合計8日以上出店する場合には保健所において営業許可を受ける必要があります。出店及び出店者のとりまとめに際しては、埼玉県の手引きに伴う食品の臨時出店に係る取扱要領及び狭山保健所の「知っておきたいイベントでの食品事故防止の手引き」を確認し、臨時出店又は営業許可いずれに該当するかを必ずご確認ください。なお、営業許可の詳細については狭山保健所(04-2941-6535)にお問合せください。
- ②袋、皿、コップ、スプーン、フォーク、ストロー等は紙製のものを使用してください。
- ③ペットボトル飲料の販売はできません。
- ④臨時出店にあたっては食中毒事故防止のためのルールを定めています。下記の内容を厳守してください。
- ⑤当日は実行委員が上記について査察を行います。その結果、出店の一時停止や中止となることがあります。
- ⑥保健所等の指導により、取扱いが変更となる場合があります。

#### 臨時出店にあたってのルール

- ①調理工程が1工程(加工済みの材料を鉄板で焼くなど)の単純なものであること。また、カレー・シチュー等の粘性の高い食品や生ものは食中毒リスクが高いため不可とします。
- ②同一の調理器具・調理方法(フライヤーで揚げる、鉄板で焼くなど)であれば、1テントで3品目まで販売を認めます。

例) 唐揚げ(フライヤー)とフライドポテト(フライヤー)…○(同一の調理器具・調理方法)

唐揚げ(フライヤー)とお好み焼き(鉄板)…×(異なる調理器具・調理方法)

※仕入れ品・既製品は上記とともに販売可能です(品目数の制限を受けません)。

※複数テントで出店する場合、従事者がそれぞれのテントを行き来することはできません。

※営業許可を受けているキッチンカー・屋台等簡易施設での出店は上記の限りではありません。許可を受けた内容での出店をお願いします。



## その他の留意事項

- ①当日責任者は、両日ともテントに常駐してください。  
※当日責任者が常駐していない出店については、出店を停止する場合があります。
- ②当日の従事者変更は認めないため、人数に余裕をもって申し込みください。  
※事前の届出以外の方が従事していることが判明した場合、出店停止とします。
- ③出店許可証は開催両日、午前9時から本部にて責任者の方に限り配布いたします。テント前面のケースに許可証が見えるように入れてください。  
※土曜日終了後、本部に返却してください。翌日再度配布いたします。
- ④出店許可証が掲示されていない店舗については、出店を取り消す場合があります。
- ⑤出店者は必ず当日設置(各日持ち込み)及び当日撤去(各日片づけ)とすること。
- ⑥使用済み油、飲食物の残りや調理で出たごみ(汁物含む)等は、詰りの原因になりますので、会場内の排水溝等に廃棄しないこと。廃棄した場合は、原状復帰していただくとともに、次年度以降、出店停止とします。
- ⑦出店場所は清潔を保ち、油や熱等で路面・備品・植栽等に破損が生じないように、必ずシート等を敷いて対応を行ってください。
- ⑧衛生管理上、調理し、売れ残った食品等は、必ず処分し、翌日に使用しないでください。
- ⑨出店により出たごみ及び売れ残った商品等は、必ず持ち帰ってください。
- ⑩ごみの減量及びリサイクルにご協力ください。
- ⑪水飲み場での器具・食器等の洗浄は絶対に行わないでください。
- ⑫会場内の清掃については、各日とも正午から10分間及び終了後直ちに各自出店場所付近の清掃を行い、回収したごみは、所定の場所にお出してください。
- ⑬開催日翌日(10月30日(月))は、会場全体の清掃を行いますので、必ず清掃活動に参加してください。本部前で受付(午前9時)をします。ごみ袋をお持ちください。
- ⑭車の留置きは、一切認めません。また、駐車場内でのトラブルについては実行委員会では一切責任を負いかねます。
- ⑮政治及び宗教活動、募金活動はできません。
- ⑯公園内を汚す可能性や第三者へ被害・損害を与える等の可能性があるものについての販売は禁止します。
- ⑰出店におけるトラブル、安全管理等については出店責任者が責任を持って対応すること。実行委員会では責任を負いかねますので、必要に応じて各出店者において保険等に参加してください。装飾については、安全面に注意すること。
- ⑱火気を取扱う場合には、必ず消火器(業務用)を設置してください。※消防の査察があります。
- ⑲電源を使用する場合は、各自で自家発電機を用意してください。排気によって植栽等が枯れないよう注意してください。
- ⑳生き物(植物は除く)の取扱いは、一切禁止します。

- ②1 ナイフ、包丁、模造刀、はさみ等の先のとがったものの取扱いは、調理等の作業に使用する場  
合を除き一切禁止します。
- ②2 くじ等の偶発性や特定行為の優劣によって商品等を提供することは禁止します。
- ②3 その他、実行委員会が不適切であると判断するものの取り扱いは禁止します。
- ②4 航空公園内は全面禁煙となります。禁煙を徹底してください。
- ②5 出店者は公園駐車場を利用することを禁止します。
- ②6 火災や地震、暴風雨等の危機事案が発生した場合には、自ら安全対策を行うとともに、実行委  
員会の指示に従い、速やかに対応してください。
- ②7 本要領により収集した個人情報、市民フェスティバルの運営及び、所沢市暴力団排除推進活  
動にのみ使用いたします。
- ②8 会場内では広報用・記録用の写真撮影やビデオ撮影が予定されています。皆さまが撮影の対象となる  
場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ②9 本要領に記載のある留意事項及び注意事項について、違反等が発覚した場合には、**出店停止とする  
とともに今後の出店をお断り**させていただきます。
- ③0 本イベントに協賛いただいた場合には、当日、会場案内看板に協賛広告を掲示することが可能  
です（協賛金 5 万円、掲示数には限りがあります）。また、本部にてチラシを配架することも  
可能です（協賛金 2 万円）。詳しくは公式 HP を参照ください。
- ③1 SDGs に関する取組をされている場合には公式 HP や SNS にて紹介させていただくことが可  
能です。詳しくは公式 HP をご参照ください。
- ③2 食品を取り扱う出店のうち、営業許可を得ている出店者については、食品衛生責任者が常駐す  
ること。

## 問い合わせ先

所沢市役所 高層棟5階 地域づくり推進課（所沢市民フェスティバル実行委員会事務局）  
〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1  
TEL : 04-2998-9083 FAX: 04-2998-9491  
E-mail : [a9083@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9083@city.tokorozawa.lg.jp)

◆その他市民フェスティバルに関する情報は下記により随時公表を行います。

公式 HP



Twitter



Instagram



Facebook

